

新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第57号

新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 介護予防訪問介護

第1節 人員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条）

第3節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第5条・第6条）

第3章 介護予防訪問入浴介護

第1節 人員に関する基準（第7条）

第2節 運営に関する基準（第8条）

第3節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第9条・第10条）

第4章 介護予防訪問看護

第1節 人員に関する基準（第11条）

第2節 運営に関する基準（第12条）

第5章 介護予防訪問リハビリテーション（第13条）

第6章 介護予防居宅療養管理指導

第1節 人員に関する基準（第14条）

第2節 運営に関する基準（第15条）

第7章 介護予防通所介護

第1節 人員に関する基準（第16条）

第2節 設備に関する基準（第17条）

第3節 運営に関する基準（第18条・第19条）

第4節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第20条―第22条）

第8章 介護予防通所リハビリテーション

第1節 人員に関する基準（第23条）

第2節 設備に関する基準（第24条）

第3節 運営に関する基準（第25条）

第9章 介護予防短期入所生活介護

第1節 人員に関する基準（第26条）

第2節 設備に関する基準（第27条・第28条）

第3節 運営に関する基準（第29条―第32条）

第4節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の設備及び運営に関する基準

第1款 設備に関する基準（第33条・第34条）

第2款 運営に関する基準（第35条―第38条）

第5節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第39条―第41条）

第10章 介護予防短期入所療養介護

第1節 人員に関する基準（第42条）

第2節 設備に関する基準（第43条）

第3節 運営に関する基準（第44条・第45条）

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第46条）

第5節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 運営に関する基準（第47条・第48条）

第2款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第49条）

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

第1節 人員に関する基準（第50条）

第2節 設備に関する基準（第51条）

第3節 運営に関する基準（第52条・第53条）

第4節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 人員に関する基準（第54条）

第2款 設備に関する基準（第55条）

第3款 運営に関する基準（第56条）

第12章 介護予防福祉用具貸与

第1節 人員に関する基準（第57条）

第2節 運営に関する基準（第58条・第59条）

第3節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第60条・第61条）

第13章 特定介護予防福祉用具販売

第1節 人員に関する基準（第62条）

第2節 運営に関する基準（第63条・第64条）

第14章 雑則（第65条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第2章 介護予防訪問介護

第1節 人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第3条 指定介護予防訪問介護事業所ごとに置くべき条例第6条第1項の訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 条例第6条第2項に規定するサービス提供責任者としなければならない者の員数は、利用者（指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第65号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 条例第6条第3項の規則で定める者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年3月厚生労働省告示第118号）に定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第4条 指定介護予防訪問介護事業者は、条例第9条第2項の規定により同条第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 次項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

2 条例第9条第2項の規則で定めるものは、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算

機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

第3節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(訪問介護員等の員数)

第5条 基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに置くべき条例第44条第1項の訪問介護員等の員数は、3人以上とする。

2 条例第44条第2項に規定するサービス提供責任者としなければならない者の員数は、1人以上とする。

(準用)

第6条 第4条の規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第48条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第48条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

第3章 介護予防訪問入浴介護

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第7条 指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに置くべき指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる介護予防訪問入浴介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 1以上

(2) 介護職員 1以上

2 前項の介護予防訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

第2節 運営に関する基準

(準用)

第8条 第4条の規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第58条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第58条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の員数)

第9条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに置くべき基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる介護予防訪問入浴介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 看護職員 1以上

(2) 介護職員 1以上

(準用)

第10条 第4条の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第64条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第64条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

第4章 介護予防訪問看護

第1節 人員に関する基準

(看護師等の員数)

第11条 指定介護予防訪問看護事業所ごとに置くべき看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者の員数は、次の各号に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 指定介護予防訪問看護ステーション 次に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ次に定める数

ア 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、2.5以上
イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

(2) 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所 指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員適当数

2 前項第1号アの看護職員のうち1人は、常勤でなければならない。

第2節 運営に関する基準

(準用)

第12条 第4条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第76条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第76条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

第5章 介護予防訪問リハビリテーション

(準用)

第13条 第4条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第86条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第86条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

第6章 介護予防居宅療養管理指導

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第14条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 次に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ次に定める数

ア 医師又は歯科医師 1以上

イ 薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

(2) 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 薬剤師1以上

(3) 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準条例第66条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 看護職員1以上

第2節 運営に関する基準

(準用)

第15条 第4条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第95条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第95条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

第7章 介護予防通所介護

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第16条 指定介護予防通所介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる介護予防通所介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該指定

介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員（指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

第2節 設備に関する基準

第17条 条例第101条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 食堂及び機能訓練室 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。
- (2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

第3節 運営に関する基準

(利用料)

第18条 条例第102条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) おむつ代
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 2 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月厚生労働省告示第419号）に定めるところによるものとする。

(準用)

第19条 第4条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第109条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第109条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

第4節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の員数)

第20条 基準該当介護予防通所介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる介護予防通所介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の提供日ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (2) 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (3) 介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第133条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
 - (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員（基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
 - 3 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時1人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。
 - 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
 - 5 前各項の基準該当介護予防通所介護の単位は、基準該当介護予防通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
 - 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
（設備及び備品等）

第21条 条例第116条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。
- (2) 生活相談を行う場所 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
（準用）

第22条 第4条及び第18条の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第117条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第117条において準用する条例第9条第1項」と、第18条第1項中「第102条第3項」とあるのは「第117条において準用する条例第102条第3項」と読み替えるものとする。

第8章 介護予防通所リハビリテーション

第1節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第23条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに置くべき指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる介護予防通所リハビリテーション従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医師 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

ア 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第138条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第137条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が10人以下の場合には、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が1以上確保されていること、又は、利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

イ アに規定する人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごとに1以上確保されていること。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合には、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること、又は、利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(2) 前号に規定する人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されること。

3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第2節 設備に関する基準

第24条 条例第120条第1項の規則で定める面積は、3平方メートルに利用定員（指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じた面積以上とする。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

第3節 運営に関する基準

（準用）

第25条 第4条及び第18条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第125条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第125条において準用する条例第9条第1項」と、第18条第1項中「第102条第3項」とあるのは「第125条において準用する条例第102条第3項」と読み替えるものとする。

第9章 介護予防短期入所生活介護

第1節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第26条 指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師 1以上

(2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者（指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第149条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第148条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所におい

て一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上

(4) 栄養士 1以上

(5) 機能訓練指導員 1以上

(6) 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適當数

2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員（指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）が20人未満である併設事業所の場合にあつては、この限りでない。

6 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

第2節 設備に関する基準

（条例第133条第1項ただし書の規則で定める特別養護老人ホーム）

第27条 条例第133条第1項ただし書の規則で定める特別養護老人ホームは、前条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームとする。

（設備及び備品等）

第28条 条例第134条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第144条において準用する条例第106条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第144条において準用する条例第106条に規定する訓練については、条例第144条において準用する条例第106条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第134条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第134条第5項の規則で定める特別養護老人ホームは、第26条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームとする。

- 4 条例第134条第6項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
 - イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。
 - (2) 食堂及び機能訓練室 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。
 - (3) 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。
 - (4) 便所 要支援者が使用するのに適したものとすること。
 - (5) 洗面設備 要支援者が使用するのに適したものとすること。
- 5 条例第134条第7項の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
 - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
 - (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
 - (5) 居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

第3節 運営に関する基準

(利用料等)

第29条 条例第137条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
 - (2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
 - (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年3月厚生省告示第123号）に定める基準に基づき利用者等が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき利用者等が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 送迎に要する費用（指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第127号）に定める場合を除く。）
 - (6) 理美容代
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

3 条例第137条第4項ただし書の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（条例第140条第3号の規則で定める特別養護老人ホーム）

第30条 条例第140条第3号の規則で定める特別養護老人ホームは、第26条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームとする。

（条例第141条第1号の規則で定める特別養護老人ホーム）

第31条 条例第141条第1号の規則で定める特別養護老人ホームは、第26条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームとする。

（準用）

第32条 第4条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第135条第2項において準用する条例第9条第2項」と、第4

条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第135条第1項」と読み替えるものとする。

第4節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の設備及び運営に関する基準

第1款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第33条 条例第155条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第161条において準用する条例第144条において準用する条例第106条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第161条において準用する条例第144条において準用する条例第106条に規定する訓練については、条例第161条において準用する条例第144条において準用する条例第106条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第155条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第155条第5項の規則で定めるユニット型特別養護老人ホームは、第26条第2項の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第66号）第34条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）とする。

4 条例第155条第6項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしていること。

ア 居室 次に掲げる要件を満たしていること。

(ア) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第172条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第170条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

(エ) ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断を確保すること。ただし、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(オ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

イ 共同生活室 次に掲げる要件を満たしていること。

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(4) 要支援者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(4) 要支援者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。

5 条例第155条第7項の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下の幅にあつては、2.7メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下の幅にあつては、1.8メートル以上）として差し支えない。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

(準用)

第34条 第27条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。この場合において、同条の見出し及び同条中「第133条第1項ただし書」とあるのは「第156条において準用する条例第133条第1項ただし書」と、「前条第2項」とあるのは「第26条第2項」と読み替えるものとする。

第2款 運営に関する基準

(利用料等)

第35条 条例第157条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき利用者等が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき利用者等が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める場合を除く。）

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

3 条例第157条第4項ただし書の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(条例第158条第3号及び第4号の規則で定めるユニット型特別養護老人ホーム)

第36条 条例第158条第3号及び第4号の規則で定めるユニット型特別養護老人ホームは、第26条第2項の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームとする。

(条例第160条第1号の規則で定めるユニット型特別養護老人ホーム)

第37条 条例第160条第1号の規則で定めるユニット型特別養護老人ホームは、第26条第2項の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームとする。

(準用)

第38条 第32条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、同条中「第4条の」とあるのは「第32条において準用する第4条の」と、「同条第1項及び第2項」とあるのは「第32条において準用する第4条第1項及び第2項」と、「第135条第2項」とあるのは「第161条において

準用する条例第135条第2項」と、「第4条第1項」とあるのは「第32条において準用する第4条第1項」と、「第135条第1項」とあるのは「第161条において準用する条例第135条第1項」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の員数)

第39条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 1以上
 - (2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第183条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者。以下この条及び次条第1項第2号において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上
 - (3) 栄養士 1以上
 - (4) 機能訓練指導員 1以上
 - (5) 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数
- 2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

(設備及び備品等)

第40条 条例第171条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
 - イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。
 - ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。
 - (2) 食堂及び機能訓練室 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員（基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。
 - (3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - (4) 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - (5) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- 2 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

(準用)

第41条 第3節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第29条第1項中「第137条第3項」とあるのは「第173条において準用する条例第137条第3項」と、第29条第3項中「第137条第4項ただし書」とあるのは「第173条において準用する条例第137条第4項ただし書」と、第30条の見出し及び同条中「第140条第3号」とあるのは「第173条において準用する条例第140条第3号」と、第31条の見出し及び同条中「第141条第1号」とあるのは「第173条において準用する条例第141条第1号」と、第32条中「第4条の」とあるのは「第32条において準用する第4条の」と、「同条第1項及び第2項」とあるのは「第32条において準用する第4条第1項及び第2項」と、「第135条第2項」とあるのは「第173条において準用する条例第135条第2項」と、「第4条第1項」とあるのは「第32条において準用する第4条第1項」と、「第135条第1項」とあるのは「第173条において準用する条例第135条第1項」と読み替えるものとする。

第10章 介護予防短期入所療養介護

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第42条 指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第191条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準条例第190条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
- (3) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
- (4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。

第2節 設備に関する基準

第43条 条例第176条第1項第4号アの規則で定める面積は、利用者1人につき6.4平方メートルとする。

第3節 運営に関する基準

(利用料等)

第44条 条例第178条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき利用者等が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき利用者等が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用（指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める場合を除く。）
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活に

においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

3 条例第178条第4項ただし書の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。
(準用)

第45条 第32条の規定は、介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、同条中「第4条の」とあるのは「第32条において準用する第4条の」と、「同条第1項及び第2項」とあるのは「第32条において準用する第4条第1項及び第2項」と、「第135条第2項」とあるのは「第183条において準用する条例第135条第2項」と、「第4条第1項」とあるのは「第32条において準用する第4条第1項」と、「第135条第1項」とあるのは「第183条において準用する条例第135条第1項」と読み替えるものとする。

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(診療の方針)

第46条 条例第186条の医師の診療の方針は、次のとおりとする。

- (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うこと。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、厚生労働大臣が定める療法等（平成12年3月厚生省告示第124号）に定めるもののほか行ってはならないこと。
- (6) 指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成12年3月厚生省告示第125号）に定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならないこと。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならないこと。

第5節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 運営に関する基準

(利用料等)

第47条 条例第194条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
 - (2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
 - (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき利用者等が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき利用者等が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 送迎に要する費用（指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める場合を除く。）
 - (6) 理美容代
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。
- 3 条例第194条第4項ただし書の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(準用)

第48条 第45条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、同条中「第32条」とあるのは「第45条において準用する第32条」と、「第183条」とあるのは「第198条において準用する条例第183条」と読み替えるものとする。

第2款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(準用)

第49条 第46条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、同条中「第186条」とあるのは、「第203条において準用する条例第186条」と読み替えるものとする。

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第50条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防特定施設従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる介護予防特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者（指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者をいう。以下この章において同じ。）の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 次に掲げる要件に該当する数

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1及び利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(7) 利用者の数が30を超えない指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1以上

(4) 利用者の数が30を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ 常に1以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りでない。

(3) 機能訓練指導員 1以上

(4) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第218条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準条例第218条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合における介護予防特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる介護予防特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1以上

(2) 看護職員又は介護職員 次に掲げる要件に該当する数

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者のうち認定省令第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者及び居宅サービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上並びに利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(7) 総利用者数が30を超えない指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1以上

(4) 総利用者数が30を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ 常に1以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直

時間帯については、この限りでない。

(3) 機能訓練指導員 1以上

(4) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

3 前2項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人を常勤とするものとする。

6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画（第2項の場合にあつては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第2項の場合にあつては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。

第2節 設備に関する基準

第51条 条例第207条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第207条第4項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 介護居室は、次の要件を満たすこと。

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とするることができるものとする。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。

(3) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

(4) 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(5) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(6) 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

3 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところによる。

第3節 運営に関する基準

（利用料等）

第52条 条例第212条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

(2) おむつ代

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる

もの
(準用)

第53条 第4条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第208条第4項において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第208条第1項」と読み替えるものとする。

第4節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第54条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第240条第2項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準条例第239条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合における外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上及び利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

3 前2項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定介護予防特定施設の従業者（第1項に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。

5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（第2項の場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第3号又は第2項第3号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画（第2項の場合にあっては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者（第2項の場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

第2款 設備に関する基準

第55条 条例第231条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第231条第4項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 居室は、次の要件を満たすこと。

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とする
ことができるものとする。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

(3) 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(4) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

3 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければ
ならない。

4 前3項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の
定めるところによる。

第3款 運営に関する基準

(準用)

第56条 第4条及び第52条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について
準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第232条第4項におい
て準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第232条第1項」と、第52
条中「第212条第3項」とあるのは「第236条において準用する条例第212条第3項」と読み替えるものとする。

第12章 介護予防福祉用具貸与

第1節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第57条 指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以
上とする。

第2節 運営に関する基準

(利用料等)

第58条 条例第243条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費

(2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(準用)

第59条 第4条の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、同条第1項
及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第250条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中
「同条第1項」とあるのは「条例第250条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第60条 基準該当介護予防福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、
2以上とする。

(準用)

第61条 第4条及び第58条の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合におい
て、第4条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第255条において準用する条例第9条第2項」と、
第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第255条において準用する条例第9条第1項」と、第58条中「第
243条第3項」とあるのは「第255条において準用する条例第243条第3項」と読み替えるものとする。

第13章 特定介護予防福祉用具販売

第1節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第62条 指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、
2以上とする。

第2節 運営に関する基準

(販売費用の額等)

第63条 条例第261条第2項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費
- (2) 特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
(準用)

第64条 第4条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第264条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第264条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

第14章 雑則

(委任)

第65条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（平成24年新潟県規則第60号。以下「指定居宅サービス等基準条例施行規則」という。）附則第2項の規定の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第28条第4項第1号ア及びイ並びに第2号（ただし書を除く。）並びに第5項の規定は、適用しない。
- 3 指定居宅サービス等基準条例施行規則附則第4項の規定の適用を受けているユニット型指定短期入所生活介護事業所においてユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第33条第4項第1号イ(イ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。
- 4 指定居宅サービス等基準条例施行規則附則第3項の規定の適用を受けている基準該当短期入所生活介護事業所において、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に支障がないと認められる場合は、第40条第1項第1号ア及びイ並びに第2号（ただし書を除く。）の規定は、適用しない。
- 5 当分の間、居宅サービスの利用者のうち認定省令附則第2条に規定する経過的要介護に該当する者については、第50条第2項第2号ア中「3」とあるのは「10」と、第54条第2項第2号中「10」とあるのは「30」とする。